

第123号議案

長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を
改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	1
2 特例措置の内容	1~2
3 都市再生緊急整備地域の指定について	3~7
4 長崎市税条例等新旧対照表	8~12
5 関係法令（抜粋）	13



1 改正の概要

(1) 背景

都市再生特別措置法においては、緊急かつ重点的に市街地の整備を推進する都市再生緊急整備地域を指定し、戦略的に民間活力を導入することで都市再生の推進を目指しており、同地域内で民間事業者が国土交通大臣の認定を受けて都市開発事業を行う場合は、都市計画等の特例や金融支援、税の特例措置を受けることができるため、長崎市においては、民間活力を導入し、より快適に生活できる場の提供、楽しみの場や雇用の創出等により、人口の定着及び流入の促進を図るため、「長崎中央地域」の都市再生緊急整備地域指定に向け、内閣府と調整を進めている。

(2) 条例改正の理由

「長崎中央地域」が都市再生緊急整備地域の指定を受けることに伴い、同地域内で民間事業者が都市開発事業により取得する施設の固定資産税及び都市計画税については、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の対象となるが、この特例措置については、固定資産税等の課税標準の特例割合を、国が定める範囲内で市町村が条例により定める必要があることから、次のとおり定めるもの。

2 特例措置の内容

(1) 対象施設等

対象税目	固定資産税及び都市計画税
事業規模	都市再生緊急整備地域内で、事業区域の面積が1 ha 以上 (隣接する事業と合わせて1 ha 以上となる場合は0.5ha 以上)
事業内容	公共施設の整備を伴うもので、地上階数10 以上又は延べ面積5 万㎡以上の耐火建築物を整備する事業であって、国土交通大臣より事業計画の認定を受けた事業
対象資産	認定事業者が、認定事業により新たに取得した家屋及び償却資産のうち、以下のもの ア 公共施設 ・道路、公園、広場 等 イ 都市利便施設 (ア) 緑化施設 (イ) 通路(道路等の交通施設又は、公園等の公共空地に連絡する自由通路であって、構造上他の施設と区分されているもの)
取得期間	平成27年4月1日～令和3年3月31日
特例適用期間	5年間(新たに課税されることとなる最初の年度以降5年間)

(2) 特例割合

	現 行	改正案
特例割合の範囲	1/2 (5/10) 以上 7/10 以下 ※参酌基準 3/5 (6/10)	
長崎市の特例割合	制定なし	1/2 (税額を 1/2 とする)

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合 (1/2) ×税率 (1.4%)

都市計画税の税額＝課税標準額×特例割合 (1/2) ×税率 (0.3%)

【特例割合の決定理由】

民間による都市開発事業の推進を図るため、税制面における最大の支援とする。

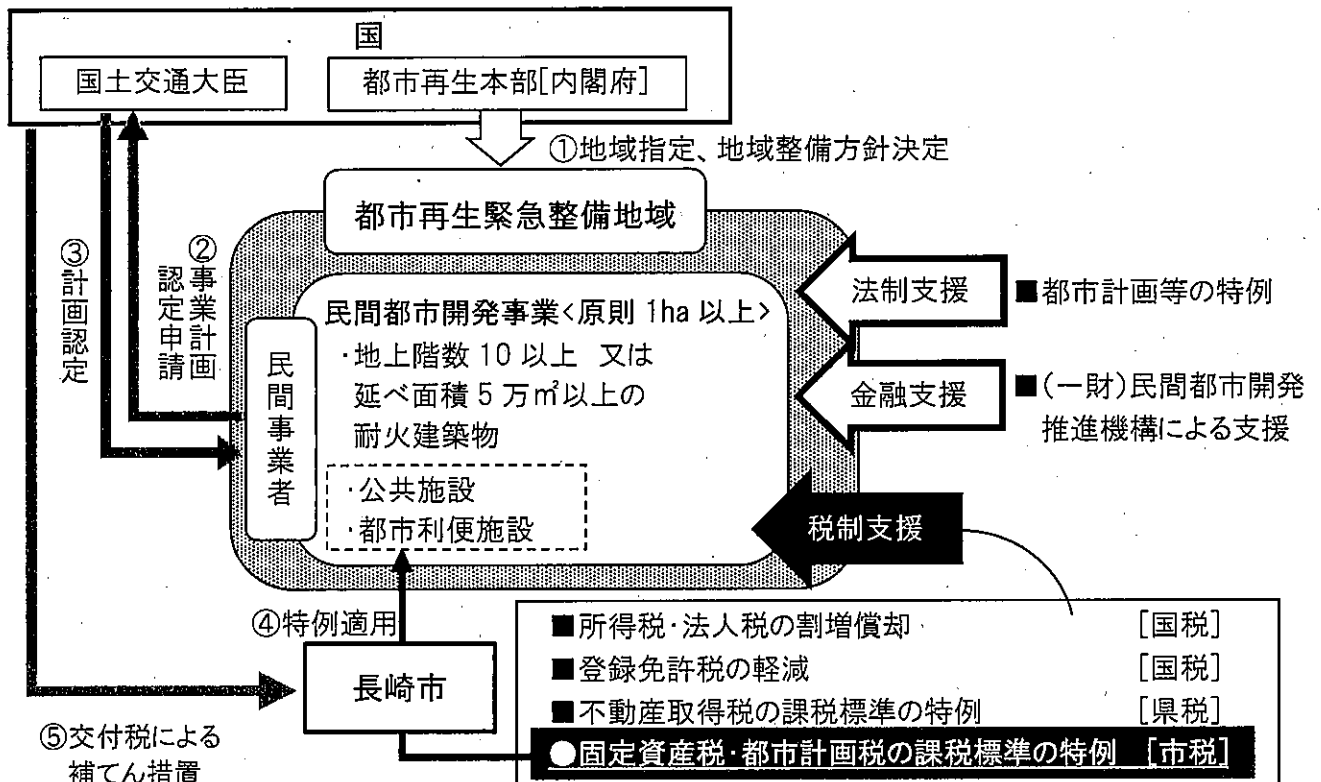
都市再生緊急整備地域内での事業実施に向けたインセンティブを与えることにより、都市開発事業が誘発され、地域経済の活性化、雇用の創出や所得向上につながり、人口の定着及び流入が促進され、税収増加も期待される。

よって、軽減割合が最も高い2分の1を適用する。

(3) 施行日

公布の日 (令和3年度課税より適用)

(4) 制度イメージ



3 都市再生緊急整備地域の指定について

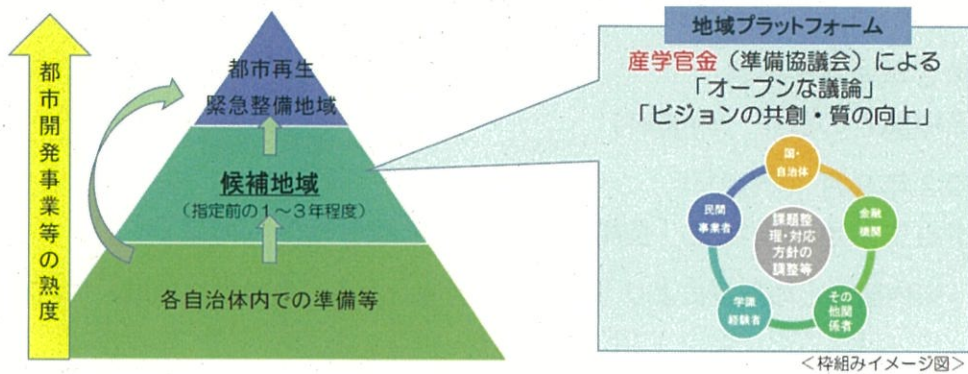
(1) 都市再生緊急整備地域

ア 都市再生緊急整備地域の概要

- ・「都市再生緊急整備地域」とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域
- ・同整備地域内での民間による都市開発事業[※]は、金融支援や税の軽減等の支援を受けられることができる

※要件や基準を満たし、国の認可を受けた事業

イ 都市再生緊急整備地域の指定に向けた流れ

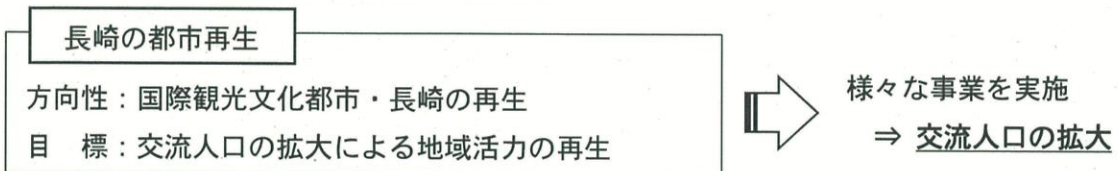


候補地域の指定による効果

「オープンな議論」や「指定までのスケジュール等の共有」により、諸課題の整理、早期の民間提案やビジョンの共創、投資の呼び込み、気運の醸成等が期待される。

(2) 長崎市における都市再生緊急整備地域の指定に向けた取組み

ア 都市再生緊急整備地域指定の必要性



【新たな課題】 予想を上回る人口減少 -----> 地域活力の再生が弱まる
⇒ 2018, 2019年 転出超過全国市町村1位

★転出した・転入したくない原因

・働く場が少ない ・楽しめる場が少ない ・給料が安い …

- ・長崎市には無い「若者の楽しみ場」の創出
- ・より快適に生活できる場の提供

人口転出に歯止め
人口流入の促進

民間活力の導入

- ・民間の再開発事業等を行う気運の醸成
- ・事業しやすい環境づくり

都市再生緊急整備地域の指定 ⇒ 「転出超過日本一から選ばれるまちへ」

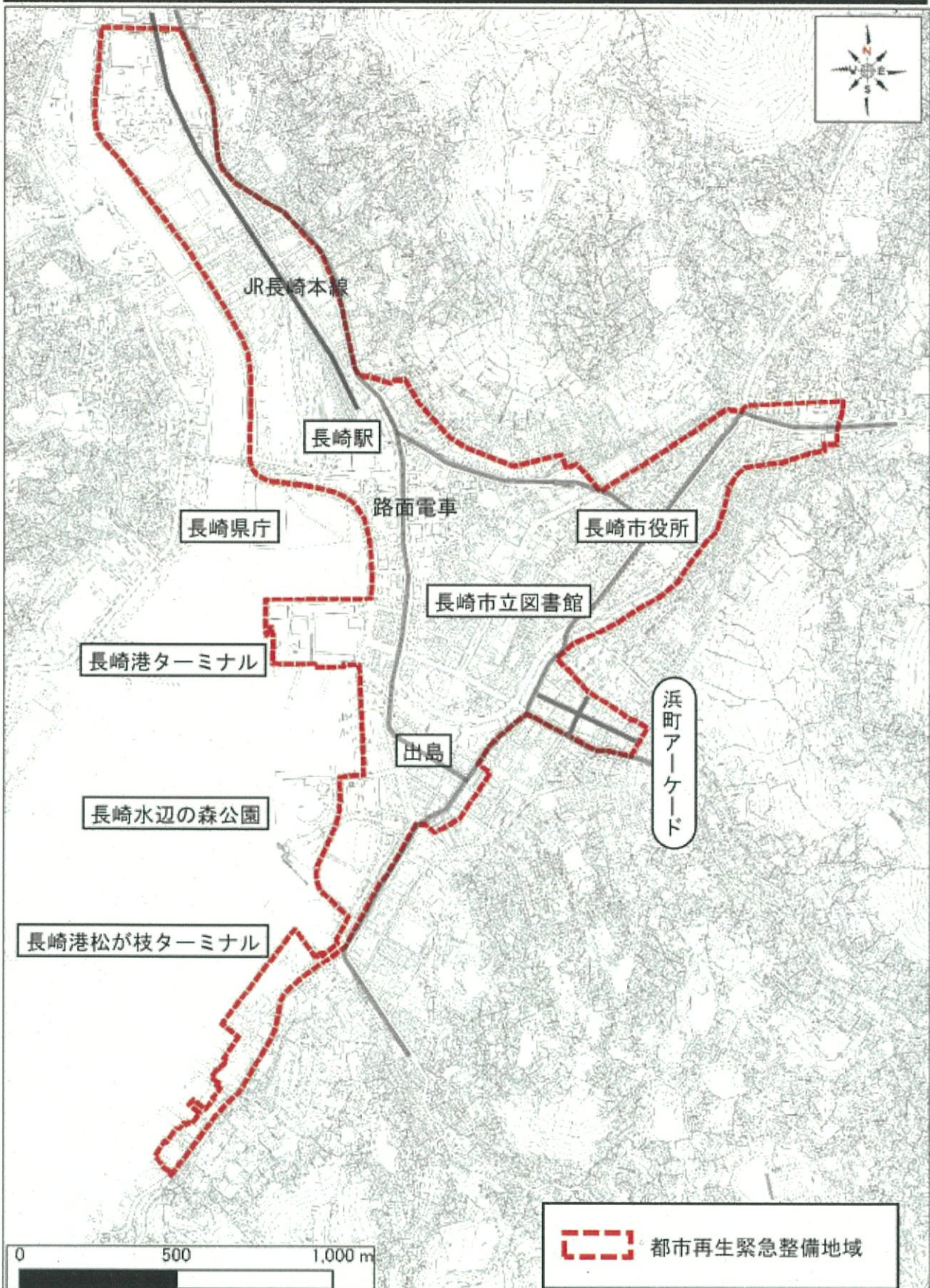
イ 指定に向けた経過

- 平成 31 年 3 月
内閣府が「長崎都心地域」を候補地域として公表（内閣府）
- 令和元年 8 月
第 1 回準備協議会の開催（長崎市）
- 令和元年 10 月
第 2 回準備協議会の開催（長崎市）
- 令和 2 年 2 月
第 3 回準備協議会の開催（長崎市）
- 令和 2 年 4 月
内閣府へ地域指定の申出（長崎市）
- 令和 2 年 4 月～ 8 月
関係機関との調整（内閣府）
- 令和 2 年 9 月（予定）
都市再生緊急整備地域「長崎中央地域」を政令指定（内閣府）

※内閣府との調整により「長崎都心地域」から「長崎中央地域」に名称変更

(3) 区域図

長崎中央地域〈約180ha〉区域図（案）



(4) 地域整備方針

(長崎市)

地域整備方針（案）

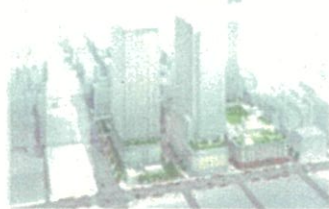
地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
長崎中央地域	<p>〔都市再生緊急整備地域〕</p> <p>長崎は、アジアに近く、古くは外国との交流の拠点として機能する等、豊かな歴史・文化を有し、人的資源の集積で発展し、長崎港を中心とした少ない平坦地に商業、業務機能が集積している。</p> <p>近年、自然減や社会減の拡大により、人口減少が顕著化し、危機感が大きくなっている。</p> <p>一方、陸の玄関口である「長崎駅周辺」では、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備による広域な都市間交流の活性化、海の玄関口である「松が枝周辺」では、クルーズ客船の受け入れ体制の強化などによる国際ゲートウェイ機能の再構築等、100年に1度の開発が進められている。</p> <p>これらの玄関口の整備と併せて、歴史と賑わいの「まちなかエリア」、交流と賑わいの「中央エリア」の魅力を高め、相互に連携し、来訪者を広く回遊させ、賑わい再生を図る取組みや、IT、航空機、海洋エネルギー関連等といったポテンシャルの高い新たな産業の導入等、雇用創出を図る取組みを今後も強力に推し進める。</p> <p>その中で、産学官金で連携を図りながらまちの新たな拠点や、新しいライフスタイル、ビジネススタイルの構築、中心商店街の再生や多様で魅力ある都市機能を形成することで、雇用環境や楽しむ場の充実、暮らしやすい環境の実現などにより、人々から選ばれるまちを目指し、人口流出の抑制や人口流入の促進を図り、長崎都心地域が都市再生の牽引役となり、さらなる民間投資を呼び込むことで、長崎市のみならず、周辺自治体にも経済効果を波及させ、地方における都市の再生モデルとしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外からの来訪者や地域住民の多様な活動を支える交流機能の充実 ○新幹線の整備やクルーズ船の来航に伴い増加する来訪者の受け入れ機能の強化 ○目的地までの移動を円滑にする二次交通機能や交通結節機能の強化 ○若い世代を始めとした、多様な市民、来訪者が楽しめる娯楽の提供 ○買い物が楽しめる魅力的な商業機能の充実 ○若年層や子育て層が安定した生活が得られる等、魅力的な雇用の創出 ○子育て世代も安心・安全・快適に生活できる居住機能の確保 ○防災機能を高める事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の魅力を再生・強化し交流推進を図るMICE施設の整備 ○玄関口としてのおもてなし空間を創出する駅前広場や松が枝国際観光船埠頭における観光交流機能の整備 ○新幹線やクルーズ客船による来訪者を都心部の商業地や主要な観光施設へ円滑に移動させる交通機能の整備 ○魅力にあふれ、地域への愛着を創出するスポーツ施設、アリーナ施設、アミューズメント施設等の整備 ○新たな賑わいの創出に向け、広場や質の高い文化施設等の整備 ○商業の活性化に向け、地域の新たな賑わいの核となる施設の整備 ○公共施設整備や都市開発事業で生み出された空地等を活かした憩い空間の確保 ○子育てに対する支援施設や子育て世代が働きやすい環境の整備 ○暮らしやすい環境を創出する道路や公園等の整備 ○安全・安心・快適にまち歩きを楽しめる歩行空間の形成 ○安全・安心な生活に向けた都市防災施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な関係者が連携し、都市の魅力や来訪者の受け入れ態勢の強化による観光産業の活性化 ○インフォメーション機能の充実を図り、国内外の来訪者への情報発信 ○MaaSの活用、交通結節機能の整備等、鉄道や路面電車、バス等の公共交通の連携強化による利便性の向上、移動円滑化の促進 ○スタジアム等を活かし、スポーツの産業化の増進 ○歴史的な文化や伝統を生かしたまちづくりによる都市の魅力の強化 ○未来技術の活用による都市の魅力の強化 ○空地の活用や容積率の割増等により、施設更新時期を迎える建物の建替を誘導し、魅力的な商業の拠点施設や居住施設、憩いの空間等の創出 ○用途地域の見直し等による土地利用の転換の促進 ○交流の産業化による雇用の創出 ○長崎の強みを活かして、国内外から魅力的な企業の立地誘導を促進し、地域経済の振興、新規雇用の創出の促進 ○安全・安心で快適な暮らしの継続に向けた、都市機能集約化の促進 ○まちなかエリア及び中央エリアへの回遊性の向上 ○歴史的な趣と近代的な都市空間の形成と夜間景観の向上、また、民間による景観形成の取組みの促進 ○防災意識の向上による都市防災性の向上

都市再生緊急整備地域の主な支援措置

法制上の支援措置

■都市再生特別地区

都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等が可能。



日本橋二丁目地区(東京都中央区)
容積率:800%、700% → 1990% 等



大阪駅北地区(大阪市)
容積率:800% → 1600% 等

■道路の上空利用のための規制緩和

都市再生緊急整備地域内における都市再生特別地区の都市計画に位置づけることで、道路の付け替え、廃道をせずに、道路上空に建築物を建てる事が可能。



■その他の法制上の支援措置

- ・都市再生事業を行おうとする者からの都市計画の提案制度
- ・都市再生事業を施行するために必要な市街地開発事業の認可等について、認可期間を設定(3ヶ月以内等)
- ・都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫等に係る容積率の特例
- ・下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和<特定地域のみ>

財政支援

■国際競争拠点都市整備事業<特定地域のみ>

特定都市再生緊急整備地域において、国、地方公共団体、民間事業者から構成される協議会が策定する整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的に支援。

■国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業

特定都市再生緊急整備地域等において官民により構成された都市再生緊急整備協議会等が行う国際的ビジネス環境等改善に資する取組及びシティセールスに係る取組を支援

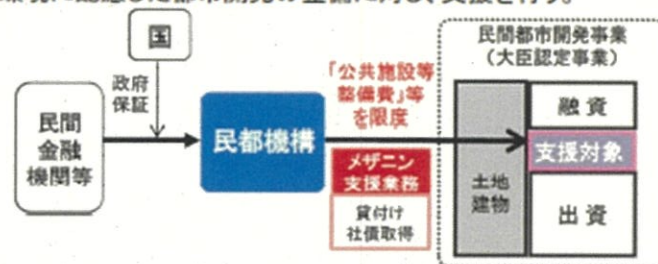
■都市安全確保促進事業

都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくソフト、ハード対策等への支援

金融支援

■民間都市開発推進機構によるメザニン支援

都市再生緊急整備地域内において、民間事業者が行う、公共施設等の整備を伴い、環境に配慮した都市開発の整備に対し、支援を行う。



税制支援

- 所得税・法人税 : 5年間2.5(5)割増償却
- 登録免許税 : 建物の保存登記について本則4/1,000を3.5/1,000(2/1,000)に軽減
- 不動産取得税 : 課税標準から都道府県の条例で定める割合を控除
※参酌基準を1/5(1/2)とし、1/10(2/5)以上3/10(3/5)以下の範囲内
- 固定資産税・都市計画税 : 5年間 課税標準から市町村の条例で定める割合を控除
※参酌基準を2/5(1/2)とし、3/10(2/5)以上1/2(3/5)以下の範囲内
※括弧内は特定都市再生緊急整備地域内の特例

4 長崎市税条例等 新旧対照表

長崎市税条例 第1条による改正

現行	改正後（案）
<p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第53条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（<u>道路運送車両法</u>第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 略</p>	<p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第53条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</u>第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 略</p>
<p>（軽自動車税の納税証明事項）</p> <p>第62条の2 <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</u>第62条第1項の検査を申請しようとする同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者が、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納しているときは、納税証明書にその旨を記載する。</p>	<p>（軽自動車税の納税証明事項）</p> <p>第62条の2 <u>道路運送車両法</u>第62条第1項の検査を申請しようとする同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者が、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納しているときは、納税証明書にその旨を記載する。</p>
<p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第6条の4 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合におい</p>	<p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第6条の4 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合におい</p>

て、第25条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第23条から第23条の4まで、第23条の7から第23条の9まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項、附則第6条の3の2第1項及び法附則第5条の5第2項の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

第8条の2 略

2 略

3～21 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第17条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3及び附則第6条の3の2の規定の適用については、附則第6条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第6条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税

て、第25条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第23条から第23条の4まで、第23条の7から第23条の9まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項、前条第1項及び法附則第5条の5第2項の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

第8条の2 略

2 略

3 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4～22 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第17条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3及び附則第6条の3の2の規定の適用については、附則第6条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第6条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税

特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 略

特別措置法第41条の2の2」

 _____とする。

2 略

長崎市都市計画税条例 第2条による改正

現行	改正後（案）
<p>附 則 抄</p> <p>1 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～5</p> <p>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合</p>	<p>附 則 抄</p> <p>1 略</p> <p>（法附則第15条第19項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合</p>

には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 略

10 略

11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第9項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地

には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 略

11 略

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地

に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

12 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

13~21 略

に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

13 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

14~22 略

長崎市税条例等の一部を改正する条例 (R2年6月改正分)

現行	改正後(案)
<p>第2条 長崎市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。</p> <p><u>附則第8条の2第21項</u>中「<u>附則第62条</u>」を「<u>附則第64条</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条 長崎市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。</p> <p><u>附則第8条の2第22項</u>中「<u>附則第62条</u>」を「<u>附則第64条</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p>
<p>第5条 長崎市都市計画税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則第13項</u>中「第61条」を「第63条」に改める。</p>	<p>第5条 長崎市都市計画税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則第14項</u>中「第61条」を「第63条」に改める。</p>

5 関係法令（抜粋）

○地方税法附則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条

19 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により平成二十七年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の三）を乗じて得た額とする。ただし、当該家屋及び償却資産のうち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあっては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。